

塩原漁業協同組合内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、塩原漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項から第3項に基づく遊漁料を同条第5項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、手釣又は竿釣（餌釣、友釣、毛ばり釣、蚊ばり釣及びルアー釣に限る。）以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 遊漁者は、あゆを採捕しようとする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、友釣又は蚊ばり釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

3 遊漁者は、第1項の規定にかかわらず、5月1日からあゆ解禁日前日までの期間は、蚊ばり釣をしてはならない。

4 使用できる漁具の数は、1人1組とする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月15日から7月31日までの期間内で組合が定めて公示する日から10月31日まで
さくらます・やまめ、いわな、うぐい及びかじか	4月1日から4月10日までの期間内で組合が定めて公示する日から9月19日まで
にじます	4月1日から翌年3月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間

2 前項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(キャッチ・アンド・リリース区域の設置)

第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。

魚 種	区 域	期 間
さくらます・やまめ、いわな及びにじます	那須塩原市塩原地先箒川発電所取水えん堤から上流の八幡橋までの箒川（支流を除く。）の区域のうち、組合が定めて公示する区域	4月1日から翌年3月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間

2 第3条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁においては、毛ばり釣及びルアー釣以外の漁法を用いてはならない。

3 前項の遊漁においては、釣針は、カエシのないシングルフック以外のものを用いてはならない。

(禁止区域等)

第6条 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第7条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であ

るものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、にじます及びいわな	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。

魚 種	種 別	遊漁料	附加料金
全魚種	1 期間券	11,000円	1,000円
	2 日釣券(解禁日から3日間)	4,000円	4,000円
あゆ	1 日釣券(解禁日から3日間を除く。)	2,500円	2,500円
溪流魚	1 期間券	8,000円	1,000円
	2 日釣券(キャッチ・アンド・リリース区域及び解禁日から3日間を除く。)	2,500円	2,500円
	3 日釣券(キャッチ・アンド・リリース区域に限る。)	2,500円	2,500円

注1 期間券により遊漁を行える期間は、第4条で定める期間とする。

注2 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、溪流魚とは、全魚種よりあゆを除いた魚種をいう。

注3 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ指定して公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場監視員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料
障害者(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。)	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公示した遊漁料を納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。

種 別	魚 種	漁具及び漁法	区 域	期 間	遊 漁 料	附加料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-
	さくらます・やまめ、にじます及びいわな	竿釣		1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

5 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所(必要に応じて顔写真)
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第5項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはな

らない。

- 4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
- 6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則（令和6年栃木県告示第66号）

- 1 この規則は令和6（2024）年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に栃木県知事により認可された塩原漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。